

食安発0424第1号
平成26年4月24日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第225号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び飼料添加物アビラマイシン、農薬アメトクトラジン、農薬イソプロチオラン、農薬ジフェノコナゾール、農薬テブコナゾール、農薬ビフェントリン、農薬ピリフルキナゾン、農薬フロニカミド、農薬ペンフルフェン並びに動物用医薬品レバミゾールについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

2 法第11条第1項の規定に基づき、生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。以下「生食用鮮魚介類等」という。）の加工基準において、次亜塩素酸ナトリウムに加え、次亜塩素酸水及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認めることとしたこと。

3 法第11条第1項の規定に基づき、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準において、次亜塩素酸ナトリウムに加え次亜塩素酸水の使用を認めることとしたこと。

第2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するも

ののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成26年10月24日から適用されるものであること。

農薬等	食品
ジフェノコナゾール	かぶ類の葉、はくさい、ケール、こまつな、きょうな、きゅうり、メロン類果実、まくわうり、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、その他のオイルシード、その他のスパイス、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
テブコナゾール	なたね及びコーヒー豆（焙煎したもの）
レバミゾール	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の卵及びその他の家きんの卵

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) これまでアビラマイシンとは、アビラマイシンのみとしていたが、今回基準値を設定するアビラマイシンとは、ジクロロイソエバニニック酸をいうこと。なお、ジクロロイソエバニニック酸とは、アビラマイシン及びその代謝物を加水分解することで生成される物質である。
- (2) 今回基準値を設定するアメトクトラジンとは、農産物にあつてはアメトクトラジンのみとし、畜産物にあつてはアメトクトラジン、4-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ブタン酸をアメトクトラジンに換算したもの及び6-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ヘキサン酸をアメトクトラジンに換算したものの和をいうこと。また、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいうこと。
- (3) 今回アメトクトラジンについて基準値を設定した食品のうち、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいうこと。
- (4) これまでジフェノコナゾールとは、ジフェノコナゾールのみとしていた

が、今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあつてはジフェノコナゾールのみをいい、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノールをジフェノコナゾールに換算したものの和をいうこと。

(5) 今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オンをピリフルキナゾンに換算したものの和をいうこと。

(6) 今回基準値を設定するフロニカミドとは、農産物及びその加工品にあつてはフロニカミド、N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシンをフロニカミドに換算したもの及び4-トリフルオロメチルニコチン酸(以下、「代謝物E」という。)をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはフロニカミド、4-トリフルオロメチルニコチンアミドをフロニカミドに換算したもの及び代謝物Bをフロニカミドに換算したものの和をいうこと。

(7) 今回レバミゾールについて基準値を設定した食品のうち、羊及びその他の陸棲哺乳類(羊を除く。)に設定されている基準値については、今回、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定し、あひる、七面鳥及びその他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)に設定されている基準値については、今回、これらの基準を統合して「その他の家きん」として基準値を設定する。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づくアメトクトラジン及びペンフルフェンに係る新規農薬登録、イソプロチオラン、ジフェノコナゾール、テブコナゾール、ビフェントリン、ピリフルキナゾン及びフロニカミドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、アビラマイシン、アメトクトラジン、ジフェノコナゾール、ピリフルキナゾン及びペンフルフェン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 生食用鮮魚介類等及び容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

運用上の注意

- 1 次亜塩素酸水及び塩酸については、既に食品添加物として定められている使用基準の適用を受けることとなること。
- 2 塩酸については、生食用鮮魚介類等に対し、次亜塩素酸ナトリウムの使用等に伴い水素イオン濃度調整剤として使用することは認められるが、生食用鮮

魚介類等の加工時に塩酸を直接使用することは認められないこと。